



NEW HOME  
最大60万円  
補助  
NEW LIFE

## 新婚のご夫婦を応援します！

婚姻の希望をかなえる後押しをするため、住居の費用（家賃、住宅取得、引越し等）を支援します。

### 補助額

夫婦ともに29歳以下：上限 **60万円**

夫婦ともに39歳以下：上限 **30万円**

### 対象要件

次の①～⑧を全て満たす世帯

- ① **令和7(2025)年1月1日**  
**～令和8(2026)年3月1日に婚姻**
- ② 夫婦ともに **39歳以下**（婚姻日時点。年齢は誕生日の前日に加算。）
- ③ 柏崎市内に住所をおいている 奨学金返済額を、合計所得から控除可
- ④ 夫婦の年間合計所得が、**500万円未満**（年収約700万円相当）
- ⑤ 補助金交付後 **2年以上**、継続して柏崎市に居住する意思がある。
- ⑥ 同一の対象経費に、他の公的な支援を受けていない
- ⑦ 過去にこの補助金を受けたことがない
- ⑧ 市税の滞納がない

### 留意点

- ① 予算に達し次第、受付を終了します。また、世帯の事情によって、必要書類の準備に時間を要する場合があります。  
**早めにご相談ください。**
- ② **以下の方**は、申請方法等が異なります。  
詳細を説明しますので、事前にご相談ください。
  - 対象要件①の期間内に婚姻する方で、令和8(2026)年4月1日以降に対象経費を支払う方
  - 令和8(2026)年3月以降に婚姻する方
- ③ 詳細については、市ホームページや裏面のQ & Aをご覧ください。

### 対象経費

**令和7(2025)年4月1日**  
**～令和8(2026)年2月28日に支払った**以下の費用

- ① 住居の賃料と共益費（いずれも3か月分まで）、敷金、礼金、仲介手数料
- ② 新居の購入費・工事請負費（土地代、住宅ローン手数料は対象外）
- ③ リフォーム費用（倉庫・車庫・外構工事や家電購入は対象外）
- ④ 引越し業者や運送業者に支払った引越し費用（不用品処分は対象外）

### 申請の流れ

- ① 事前相談 ..... **令和8(2026)年2月20日まで**
- ② 必要書類の準備
- ③ 申請書提出 ..... **令和8(2026)年3月1日まで**  
(④交付決定)
- ⑤ 実績報告 ..... **令和8(2026)年3月1日まで**  
(⑥補助金振込)

### 申請・お問合せ先

柏崎市 子育て支援課 育成支援係  
(栄町18番26号(元気館2階))

窓口での相談・申請手続は、電話にてご予約ください

☎0257-47-7075 (月～金 8:30～17:00)

mail: k-st@city.kashiwazaki.lg.jp



# 柏崎市結婚新生活支援事業 よくある問い合わせ

【注意】国の通知や制度改正等により、取扱いが変更になる場合があります。

## Q: 年齢は、どの時点のものですか？

婚姻日時点の年齢です。ただし、年齢は誕生日の前日に加算されるため、御留意ください（民法等の規定）。  
例えば、今年度40歳になる方で、誕生日が8月1日の場合、8月1日や7月31日に婚姻すると婚姻日時点の年齢は40歳となります。

## Q: 所得は、どの年のものですか？

申請の時期によって異なります ▶

令和7(2025)年4～6月に申請する方	令和5(2023)年分の所得
令和7(2025)年7月以降に申請する方	令和6(2024)年分の所得

## Q1: 所得とは、総収入と手取りのどちらでしょうか？

どちらでもありません。源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を御確認ください。なお、その金額から「奨学金の返済額」を引いた額とすることもできます。

## Q2: 婚姻前から住んでいたアパートは対象になりますか？

対象となります。ただし、対象期間は、申請者の状況によって異なります。

- ① 婚姻前から夫婦の一方が住んでいたアパートに、婚姻を機にもう一方が入居する場合 ⇒同居開始後に生じた費用のみ対象  
② ①と同様だが、同居開始が婚姻を機としたものでない場合 ⇒婚姻日以降に生じた費用のみ対象

## Q3: 婚姻前の住宅購入・リフォームは対象になりますか？

婚姻日から起算して1年以内に、婚姻を機として住宅取得・リフォーム実施したものに限り、対象となります。  
(引渡し証明書、契約書等で日付を確認します。)

## Q4: 婚姻日より前に行った引越し費用は対象になりますか？

婚姻に伴う引越し費用であれば、対象となります。

## Q5: 令和8(2026)年1月にアパートに入居しました。対象経費の期間(2月末まで)の支払いは、家賃2か月分だけです。残りの1か月分はもらえないのでしょうか？

次年度に、継続補助として補助を受けられる場合があります。ただし、以下4点が前提となります。

- 「① 申請者が、今年度の申請を行い、市の決定を受けること」「② 次年度の市の予算が成立すること」「③ 市の補助金交付要綱が更新されること(金額や制度詳細が変更になる場合があります)」「④ ①～③が実施・成立等された上で、申請者が次年度に改めて継続補助のための交付申請を行うこと」

## Q6: 令和7(2025)年度に婚姻し、新居の完成・入居・支払が令和8(2026)年度となる場合どうなりますか？

令和7(2025)年度に「受給資格認定」の申請をすることで、次年度に補助金を受けられる場合があります。  
ただし、前提は1つ上の回答と同様です。この「受給資格認定」の詳細は、お問い合わせください。

## Q7: アパートの駐車場代は対象になりますか？

対象になりません。住居費(賃借)で対象になるのは、賃料(家賃)、共益費、敷金、礼金、仲介手数料のみです。

入居時の清掃代・鍵交換代・更新手数料・火災保険料・家財保険料・設備購入費・契約一時金・保証金や、毎月の光熱水費・駐車場代などは、補助対象外です

## Q8: 勤務先から住宅手当が支給される場合はどうなりますか？

賃料(家賃)から、その住宅手当を除いた額が補助対象となります。

## Q9: U・Iターンの住まい関連の補助制度(市元気発信課の補助金制度)と、この補助金は併用できますか？

○賃貸住宅(U・Iターン促進住宅支援事業補助金:最大で連続24か月)は、家賃の対象月を分けることで併用可能です。

(例)4～6月分家賃(及び敷金等)を「結婚新生活支援事業」で、7月分以降の家賃を「元気発信課の補助金」で申請

ただし、先に「元気発信課の補助金」を受けた(最大で連続24か月の補助を受け始めた)場合は、家賃分の補助は併用できません。

×住宅の取得(U・Iターン住宅取得補助金)は、住宅購入費を分けることができないため併用できません。

## Q10: 申請に必要な書類は何ですか？

提出者	提出書類	備考
全員提出	<input type="checkbox"/> (第1号様式) 受給資格認定書兼交付申請書	
	<input type="checkbox"/> (第2号様式) 同意書兼誓約書	
	<input type="checkbox"/> <u>夫婦の住民票の写し(原本)</u>	柏崎市市民課で取得
	<input type="checkbox"/> 婚姻日が分かるもの	婚姻届受理証明書(婚姻届を提出した市町村窓口。柏崎市の場合は市民課で取得)、または戸籍謄本(本籍地の市町村で取得)
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費や住宅手当の有無が分かるもの(写し)	必要書類は、市ホームページをご覧ください。
該当者が提出	<input type="checkbox"/> 返済額が確認できる書類(写し) ※所得と同じ年の分	貸与型奨学金を返済している方 (その額を控除しないと所得要件500万円を超える方)
	<input type="checkbox"/> 前住地の「令和5年分 所得証明書」 <input type="checkbox"/> 前住地の「最新の市町村税の納税証明書(未納がないもの)」	R7年4～6月に申請する方で、 R6年1月1日時点で柏崎市に住民票がない方
	<input type="checkbox"/> 前住地の「令和6年分 所得証明書」 <input type="checkbox"/> 前住地の「最新の市町村税の納税証明書(未納がないもの)」	R7年7月以降に申請する方で、 R7年1月1日時点で柏崎市に住民票がない方